



一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ
<http://www.totori-rouki.or.jp/>

鳥取労働局ホームページ
<https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/>
発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会
鳥取市若葉台南1-17
TEL(0857) 52-7300 FAX 52-7311
編集責任者 村澤幸二

新年のご挨拶



一般社団法人
鳥取県労働基準協会
会長 岡田 幸一郎



鳥取労働局
局長 山本 浩司

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、新春を健やかにお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、新型コロナウィルス変異株が猛威を振るい、鳥取県産業安全衛生大会の3年連続の中止をはじめ、各種事業の変更等を余儀なくされました。会員各位のご協力はもとより、行政当局のご指導により、感染防止対策を講じながらも、予定した事業を概ね順調に推進することができましたことに感謝申し上げます。

最近の県内経済動向は、「持ち直しの動きが見られる」との基調判断が示されていますが、円安・物価高による原材料の高騰・不足や第8波のコロナウィルス感染症流行の状況にあり、会員企業の運営にもこれらの影響は大きいものと拝察いたします。

昨年の県内の労働災害は、新型コロナウィルスに係る疾病者数の大幅増加により倍増しましたが、同疾病者数を除いても第13次労働災害防止推進計画目標数を上回り、その増加に歯止めがかかりませんでした。特に、高年齢労働者の労働災害や、転倒や腰痛といった作業行動に起因する労働災害が顕著であり、メンタル不調者や一般健康診断の有所見率も増加傾向にあります。

これらの状況に対応するためには、エイジフレンドリーな作業環境づくりを図り、労使が一体となって「災害ゼロ」から「危険ゼロ」への取組を一層進めると共に、長時間労働の改善と心身両面の健康確保措置の実施等働き方改革を着実に推進することが重要です。

当協会では、これらの課題に関し、会員の皆様の取組の一助となりますよう、各種安全衛生教育や講習会の実施、法改正等の情報提供や無料相談等の事業を行い、労働者の福祉の向上と産業の健全な発展に寄与してまいりますので、一層のご支援をお願い申し上げます。

この卯年の一年が、新型コロナウィルス感染症の流行が収束し、景気が上向きに跳ねて回復する等、会員の皆様にとって良い年でありますよう心からお祈り申し上げ、年頭のご挨拶といたします。

謹んで新春のご祝詞を申し上げます 令和5年元旦

◆一般社団法人鳥取県労働基準協会

会長 岡田 幸一郎

副会長 永東 康文 副会長 馬野 慎一郎

専務理事 村澤 幸二 ほか 職員一同

新年あけましておめでとうございます。

岡田会長をはじめ会員の皆様には旧年中、労働行政の推進にご理解とお力添えを賜り、厚くお礼申し上げます。本年もよろしくお願ひ申し上げます。

県内のコロナ禍はいくたびも波を繰り返し、その感染状況は予断を許すものではありませんが、私たちは社会全体としてその出口を見据え、“感染症対策と経済活動の両立”という難題に挑戦しています。また、全国の完全失業率はコロナ禍拡大前と同水準に戻りました。県内では幅広い産業で求人数が回復し、有効求人倍率は全国よりも高い水準で推移しています。総じて、雇用失業情勢は持ち直しの動きが広がっています。

そのような状況の下で、鳥取労働局は「地域の雇用を支える。“働く”を守る」ことに真剣に取り組んでいます。とりわけ、全ての方が活躍できる社会の実現にむけ、雇用機会の確保と多様な人材の活躍を支援しています。また、長時間労働の抑制、同一労働同一賃金など、働き方改革を通じた魅力ある職場づくりに向け、事業主の皆様への支援を更に推進してまいります。4月からは中小企業における月60時間超の時間外労働に係る割増賃金率が50%以上へ引き上げられますので引き続き法令の周知に努めます。

県内の労働災害による休業4日以上の死傷者数は、新型コロナ感染症への罹患による休業者数増加の影響もあり、前年比で大きく増加し、対策強化の必要性を痛切に感じています。また、労働者の高年齢化を踏まえ、転倒などいわゆる行動災害の防止対策に取り組むことが急務です。

貴会とともに持てる力を合わせて、労働災害防止及び死亡災害撲滅に向け積極的に取り組んでいくことへの思いを新たにしております。結びになりますが、会員の皆様には健康や感染防止対策に十分ご留意の上、貴会の益々のご発展と皆様方のご活躍を祈念申し上げます。明るいニュースが少しでも多く聞かれることを心から願ってやみません。以上、新年のご挨拶とさせて頂きます。

本年もよろしくお願ひ申し上げます 令和5年元旦

◆鳥取労働局

局長 山本 浩司	総務部長 吉野 明彦
雇用環境・均等室長 斎木 和紀	労働基準部長 高橋 行紀
監督課長 山埜 典文	賃金室長 片山 竜次
健康安全課長 山田 正道	労災補償課長 前田朱美子

休暇をとって、いつもと違う冬を探しに行こう

新型コロナウイルス感染症対策として実践されている、新しい働き方・休み方のスタイルを定着させ、これからも続けていくためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資

する時間単位の年次有給休暇（※2）の活用が効果的です。

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

詳しくは、鳥取労働局雇用環境・均等室（TEL0857-29-1709）にお問い合わせください。

探し休暇をとて違う冬を探しに行こう。

新しい働き方・休み方を実践するために
年次有給休暇を上手に活用しましょう

Refresh!
自分らしい働き方
休暇

●「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
●年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

(※1) 年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

(※2) 年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

STOP！ 冬の転倒災害

令和3年の鳥取県内における労働災害による休業4日以上の死傷者数は577人で、事故の型別で最も多く発生したのは転倒災害（165人：全体の29%）でした。また、転倒災害は骨折などで休業1か月以上となる場合が約6割、年代別では60才以上が約5割を占めています。

特に冬季は凍結した路面、雪道などで負傷するケースが多く、注意が必要です。

気象状況を適切に把握し、労働者へは凍結した路面等において、あせることなく急がず、ゆっくりと小さい歩幅で、靴の裏全体をつけて歩くなど転倒防止の注意喚起に努めましょう。

冬の転倒災害防止について、チェックリストにまとめましたので活用いただき、改善項目があれば早急に改善をお願いします。

【チェック項目】

1	路雪、気温に関する気象情報を把握し、注意喚起を行う体制を確保していますか？	<input type="checkbox"/>
2	時間に余裕をもって歩行、作業を行いうよう指示していますか？	<input type="checkbox"/>
3	積雪、凍結時に転倒のおそれのある場所を確認していますか？	<input type="checkbox"/>
4	除雪用具、融雪剤、転倒防止用マットなど準備していますか？	<input type="checkbox"/>
5	滑りやすい場所などを危険場所として「安全見える化」していますか？	<input type="checkbox"/>
6	滑りにくい靴や手袋の着用を推奨していますか？	<input type="checkbox"/>
7	ながら歩き、ポケットに手を入れたまま歩くなどを禁止していますか？	<input type="checkbox"/>
8	除雪、凍結前に、転倒を防止するための教育、周知等を実施していますか？	<input type="checkbox"/>
9	安全に移動できるように十分な照度を確保していますか？	<input type="checkbox"/>
10	ヒヤリハット情報を活用して、危険マップを作成し、周知していますか？	<input type="checkbox"/>
11	駐車場の除雪・融雪は万全にして、出入口の凍結などにも注意していますか？	<input type="checkbox"/>
12	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか？	<input type="checkbox"/>

「確かな未来」が会社を変える。

中退共で退職金。
CHU-TAI-KYO

「中退共」は中小企業のための
国の中退金制度です。

① 国の退職金制度！

掛金の一部を国が助成します。

② 外部積立型でラクラク管理！

管理や運用の手間がかかりません。

③ 掛金は全額非課税でオトク！

節税に加え、手数料もかかりません。

●パートタイマーさんも
ご加入いただけます。

●他の退職金・企業年金制度等
との資産移換も可能です。

詳しくは
ホームページをご覧ください

中退共 検索

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金が改正されました

特定(産業別) 最低賃金	最低賃金額(発効日)
鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	時間額 859円 (令和4年12月17日 発効)
適用が除外され、鳥取県最低賃金が適用される者	
①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6ヶ月未満の者であつて技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ④手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う「組線」、「取付け」、「包装又は箱詰め」の業務に主として従事する者	

(注)・派遣就労中の労働者については、派遣先事業所に適用される最低賃金が適用されます。
・使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者の範囲及びこれらの労働者に係る最低賃金額、算入しない賃金並びに効力発生年月日を、常時作業場の見やすい場所に掲示するなどの方法により周知する義務があります。

・「鳥取県最低賃金」は令和4年10月6日から時間額854円に改正されています。

詳しくは、鳥取労働局労働基準部賃金室
(0857-29-1705) 又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

免許申請に係る手続きについて

これまで、一部の免許申請において、労働基準監督署で本人確認をしていましたが、新型コロナウイルス感染症防止のため、この窓口手続きを廃止し、現在、新規免許申請の場合、一律、「本人確認証明書」を免許申請書に添付していただいている。

「本人確認証明書」は、住民票の写し（市町村発行の原本）、戸籍抄本（原本）、自動車運転免許証（表面・裏面のコピー）などで、写真がない場合は原則2つ添付していただきます。

詳細は、免許申請相談窓口の「免許証発行サポートセンター」（電話番号：0570-006-120）、「チェックリスト（東京労働局）」（https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudo/ukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/ae-menkyo.html）をご活用ください。

また、クレーン関係免許申請では、郵送先をよく間違われますのでご注意ください。

◎免許試験合格通知書の場合⇒東京労働局 免許証発行センター

◎免許試験結果通知書の場合⇒住所地の労働局
(住所が鳥取県内の場合、鳥取労働局労働基準部健康安全課に持参、もしくは郵送してください。)

なお、保健師、薬剤師の方は免許試験免除で、第一種衛生管理者免許証を取得できますが、従来どおり、それを証する免許証（原本）を最寄りの監督署、労働局に持参していただき、原本確認を受けてください。

免許申請等の手続きの詳細は、「免許試験合格者等のための免許申請書等手続の手引き」（<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000104880.html>）をご覧ください。

問い合わせ先 鳥取労働局労働基準部健康安全課

〒680-8522 鳥取市富安2丁目89-9

電話 (0857) 29-1704

新型コロナウイルス・季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応をお願いします

厚生労働省では、今後、新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの感染が増加、継続することを見据え、ワクチン接種、新型コロナ抗原定性検査キット、解熱鎮痛薬の準備等を呼び掛けている。感染拡大時は発熱外来等にかかりづらくなります。重症化リスク等に応じた外来受診、療養のため、リーフレットを確認いただき、ご協力をお願いします。

【厚生労働省HPアドレス】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00003.html

この冬は、ワクチン接種・新型コロナ抗原定性検査キット・解熱鎮痛薬の準備を

！ 新型コロナウイルス既往と季節性インフルエンザ同時流行するごとに備えがちになります。

感染が拡大する前の接種をご検討ください

・新型コロナワクチンの接種
新型コロナワクチンの接種をおすすめします。
・インフルエンザワクチンの接種
65歳以上の方などは定期接種を受けて、
接種を受けられた方はやはり接種をお勧めします。

発熱などの体調不良時にそなえて、
舉めに備えておまちましょう

・新型コロナ抗原定性検査キット
新型コロナウイルスの検査用キットを購入してお使いください。

・解熱鎮痛薬
かかづきの状態で、お風呂やお湯に浸かるなどしてお風呂に入ることで、解熱鎮痛薬を飲んでください。

あわせて確認しておまちましょう
・電話や窓口などの連絡先
電話や窓口などの連絡先を確認しておまちください。
・医療機関でなく個人が運営している場合は、「救急車利用マニアル」
の内容を7119（救急連絡専用）、9800（こども救急連絡）など
その他の、主な連絡手段で連絡しておまちましょう。
(外傷・自己負担する場合は「119」)

届かぬうちに新型コロナ
抗原定性検査キットを運びましょ

「外出用」ではなく「在宅用」もしくは「一般用」のキットを使用してください。

・在宅用・一般用・研究用の3種類

QRコードで確認しておまちください。

QRコードで確認しておまちください。

QRコードで確認しておまちください。

QRコードで確認しておまちください。

QRコードで確認しておまちください。

QRコードで確認しておまちください。

QRコードで確認しておまちください。

QRコードで確認しておまちください。

QRコードで確認しておまちください。

※これ以外に
「重症化リスクの高い方
(高齢者・基礎疾患を有する方・妊婦)、小学生以下の子どもと保護者の方」、「重症化リスクの低い方」のリーフレットもあります。



東部支部だより



新年のごあいさつ

(一社)鳥取県労働基準協会東部支部
副支部長 安 東 潔

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、令和5年の新春を健やかに迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルスの感染状況の波が7波8波と、県内では1日の感染者数が1,000人を超える日もありましたが、ワクチンの普及や感染対策などにより少しずつ正常な経済活動に戻りつつあります。一方、急激な海外情勢の変化などにより円安、原油高騰、物価上昇による波が、国内の企業活動に大きく影響が出始めております。引き続き、不透明な社会情勢には注視していく必要があるようです。

このような中、法令関係では、昨年までに「産後パパ育休」の創設など育児休業の促進を図るなどを目的とした育児・介護休業法の改正が施行され、パワーハラスマント防止措置義務が中小企業の事業主にも適用され、さらに本年4月からは月60時間を超える時間外労働の割増率50%が中小企業にも適用されるなど、今後ますます各事業者の労働管理上必要な関連法への対応が求められています。引き続き、行政機関のご支援ご指導をいただきながら、会員各位に役立つ情報提供や啓発に取り組んできたいと思います。

また、県内の労働災害は転倒災害、墜落・転落災害などが後を絶たず、引き続き増加傾向にあります。また化学物質の管理に関する規制について今後の新たな取組がスタートし、本年からはそれらへの対応も求められることとなります。

当支部では労働災害防止に向けた安全衛生管理研修等各講習会などの会員各位のご要望に応えられる各種事業活動に取り組み、労働災害の防止活動を推進してまいりたいと思います。本年も一層のご支援賜りますようお願い申し上げます。

最後に、会員様にとってより良き年になりますよう心より祈念申し上げて、新年のご挨拶とさせていただきます。

謹んで新春のご挨拶を申し上げます

2023年元旦

◆一般社団法人鳥取県労働基準協会東部支部
支 部 長 岡田 幸一郎
副支部長 安東 潔 副支部長 内田 直志
事務局長 丸山 裕毅 主 事 藤井 涼子



新年のごあいさつ

鳥取労働基準監督署

署 長 平 井 美 敏

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、令和5年の新春を健やかにお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は、労働基準行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年も新型コロナウイルスが社会に大きな影響を及ぼしました。

労働基準監督署の業務に関しましても、新型コロナウイルス感染症に係る労働災害、労災保険給付件数は大きく増加しています。今年こそは収束に向かうよう願っておりますが、感染防止対策の徹底をお願いいたします。

鳥取県東部地区の令和4年の労働災害の状況につきまして、11月末現在の速報値では、休業4日以上の死傷者数は、コロナの影響があり、大きく増加しています。

コロナ関連を除くと、前年より減少しており、また、死亡災害は発生していません。コロナ関連以外で最も多いのは転倒災害ですが、前年に比べ減少する一方、機械などにはまれ、巻き込まれる災害は増加傾向にあります。

本年も死亡災害ゼロ、休業災害の大幅な減少を目指し、墜落・転落災害、機械災害、転倒災害防止などの効果的な対策を進めてまいります。併せて、長時間労働の抑制を始め、働き方改革の推進、迅速・公正な労災補償業務に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

新しい年が会員の皆様にとって良い年になりますようお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

本年もよろしくお願ひ申し上げます

2023年元旦

◆鳥取労働基準監督署

署 長 平 井 美 敏	副署長 中島 章文
業務課長 沖 啓史	第一方面主任 石田 太一
第二方面主任 下村 理仁	安全衛生課長 半田 謙一
労災課長 江谷 勇	ほか職員一同

労働災害発生状況について

鳥取労働基準監督署

令和4年に発生した鳥取労働基準監督署管内における休業4日以上の死傷者数は、令和4年10月末速報値において、全産業で258人となり、前年と比べて124人、92.5%増加しています。なお、死亡災害は発生していません。

主な業種別では、製造業、運輸交通業、林業において前年と比べて減少していますが、建設業、卸・小売、保健衛生業では増加しており、特に保健衛生業は前年と比

(次頁につづく)

(前頁のつづき)

べて95人、475.0%増加しています。

労働災害を事故の型別（グラフ1参照）に分析しますと、全産業において、その他災害（他に分類されないもの）が141人と最も多く、そのうち140人は新型コロナウイルス陽性者との濃厚接触により休業したもので、保健衛生業において99人発生しています。

その他災害に続いて、転倒災害が31人、墜落・転落災害とはさまれ・巻き込まれ災害がそれぞれ20人と続き、この3種の事故の型の合計で全体の28%を占めています。また、これら3種の事故の型は業種別においてもその他災害に続いて高い発生率となっています。

次に、労働災害の特徴について見ますと、以下のグラフ（グラフ2～4参照）のとおり、経験年数別では、経験年数5年未満の未熟練労働者による労働災害が全体の47%を占めています。

年齢別では60歳以上の労働者が占める割合が増加傾向であり、年齢が高くなるほど休業見込日数が長くなる傾

向にあります。

また、外国人労働者による労働災害についても、例年2人前後の発生のところ、令和4年は5人発生しており、増加傾向にあります。

各会員事業場におかれましては、労働災害防止のため、これらの発生状況を踏まえて、基本的な安全管理事項がなされているか、今一度確認をお願いするとともに、引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止の徹底、「STOP!転倒災害プロジェクト」への積極的な取り組みをお願いいたします。

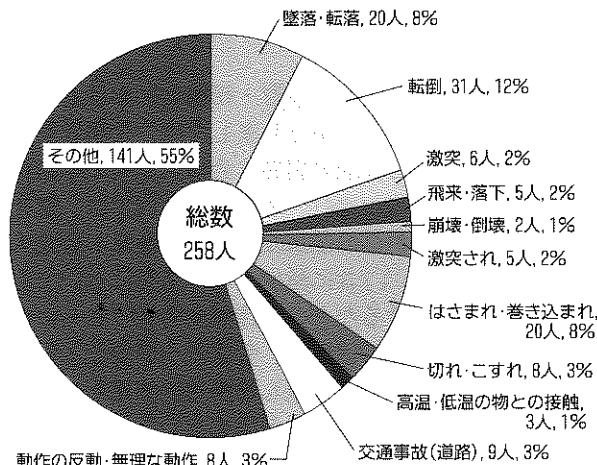
さらに、労働安全衛生法で定める経験年数に応じた安全衛生教育や職長教育の実施、働く高齢者の特性に配慮した「エイジフレンドリーガイドライン（高年齢者の安全と健康確保のためのガイドライン）」の導入、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関する事業主が適切に対処するための指針」による外国人労働者の安全衛生の確保への取り組みも併せてお願ひいたします。

表1 労働災害発生状況

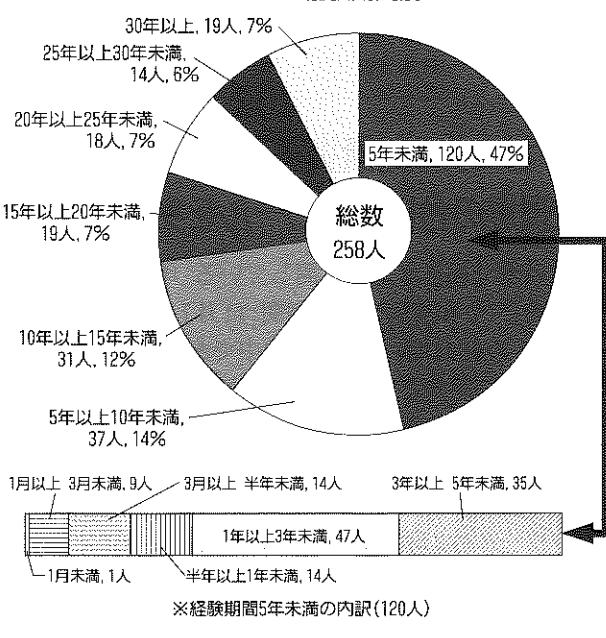
	令和3年	令和4年 10月末	令和3年 10月末	増減数	増減率 (%)
全産業	(3) 186	258	(2) 134	124	92.5
製造業	(1) 40	17	27	-10	-37.0
建設業	(1) 22	36	(1) 14	22	157.1
運輸交通業	20	13	15	-2	-13.3
林業	10	1	8	-7	-87.5
卸・小売業	21	28	13	15	115.4
清掃業・ビルメンテナンス業	9	18	8	10	125.0
旅館・ホテル業	0	0	0	0	0.0
保健衛生業	28	115	20	95	475.0
通信業・金融業等	9	4	8	-4	-50.0
上記以外のその他の事業	(1) 27	26	(1) 21	5	23.8

※()の値は、内数で死者数を示す。

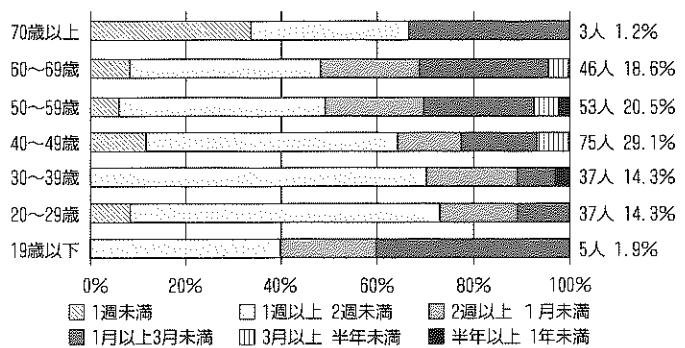
グラフ1 事故の型別



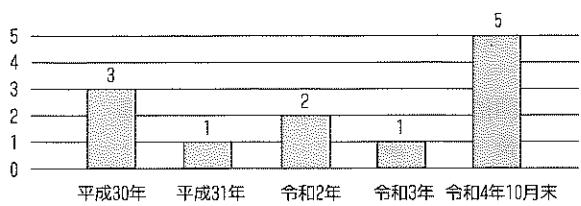
グラフ2 経験期間別



グラフ3 年齢・休業別



グラフ4 外国人労働者災害発生状況



※表及びグラフ内の値は、いずれも鳥取労働基準監督署管内で令和3年または令和4年1月～10月の間に発生した休業4日以上の死傷者数を示す。

西部支部だより



新年のごあいさつ

(一社) 鳥取県労働基準協会西部支部

支部長 永 東 康 文

新年あけましておめでとうございます。

皆様におかれましては、新しい年を健やかにお迎えのこととお慶び申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は昨年も治まることはなく、今年で4年目となります。昨年は、コロナ禍に加え、急激な円安や不安定な海外情勢が多方面に影響したことにより、経済活動及び生活様式等、日々様々な変化がもたらされたなかで、健全な事業運営を維持するために様々な面で苦慮されたことと存じます。

このような厳しい状況下にもかかわらず、当支部の各種事業及び講習会等に、ご理解とご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

昨年、当支部が実施した講習・研修会における新型コロナウイルス感染予防対策としましては、受講者及び関係者の検温器による検温の実施、会場入室時の手指消毒の徹底、マスク着用の励行。また、会場内では、窓を常に少しだけ開けながらの空調設備による換気。募集人員を通常の1/2から1/3に減少させ、座席についても受講者間の間隔を空けるなどの飛沫感染防止。さらに、複数人が接触する箇所の消毒等、受講者への安全・安心の確保のための取り組みを実施しながら、予定していた講習会等をすべて実施することが出来ました。新型コロナ“第8波”の真っただ中ではありますが、基本的な予防対策を行いながら事業運営を行う所存ですので、今後とも、引き続き皆様方のご支援とご協力をよろしくお願ひいたします。

ところで、当支部管内の労働災害につきましては、特に、足場等からの墜落災害等、「墜落・転落」災害が依然として多発している現状にあります。当支部も引き続き関係行政機関の協力をいただきながら、労働災害防止に向けた各種の普及啓発活動に取り組むとともに、労務管理研修等の各種講習会の機会を通じて、労働災害の情報を提供するなど、労働災害防止に努めてまいりたいと思います。

最後になりましたが、会員の皆様の益々のご健勝とご発展を祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。

謹んで新春のご挨拶を申し上げます

令和5年元旦

◆一般社団法人鳥取県労働基準協会西部支部

支 部 長 永 東 康 文

副支部長 森 安 誠

副支部長 太 田 佳 子

事務局長 吉 磯 和 義

主 事 伊 藤 敏 江



新年のご挨拶

米子労働基準監督署

署 長 久保田 剛

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は労働基準行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年の管内の労働災害は、職場内での新型コロナウイルス感染症の感染拡大、転倒災害の増加等により、一昨年に比べ大幅な増加となりました。墜落災害や、機械にはさまれ・巻き込まれ災害など重篤な災害も複数発生しており、改めて、常に、安全を最優先し、災害防止に有効な措置が、すべての職場で確実に講じられるよう、日々の点検等お願いします。また、健康診断の結果報告では、有所見者の割合が増加傾向にあります。健康づくりへの動機づけ等職場でも工夫して取り組んでもらえればと思います。

働き方改革によるワーク・ライフ・バランスの推進、安全・安心な職場づくりが、各職場で、さらに前進するよう、今年も、職員一同、全力で支援に取り組む所存でございますので、貴会におかれましても、より一層のご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、貴会及び会員事業場のますますのご発展と、皆様方のご健勝を祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

本年もよろしくお願ひ申し上げます

令和5年元旦

◆米子労働基準監督署

署 長 久保田 剛

監督課長 上地 勝平 安全衛生課長 宮村 孝

労災課長 赤井 淳一

ほか職員一同

「ゼロ災55」無災害運動期間中に建設現場の合同パトロールを実施しました

鳥取県内で毎年年末に展開している「『ゼロ災55』無災害運動」(令和4年の運動期間:11月7日(月)～12月31日(土)の55日間)の運動期間中である11月15日(火)に、同運動の周知と建設現場の災害防止対策の徹底を図るため、米子地区建設業労働災害防止協議会が主催し米子労働基準監督署のご協力のもと、建設現場の合同パトロールを実施しました。

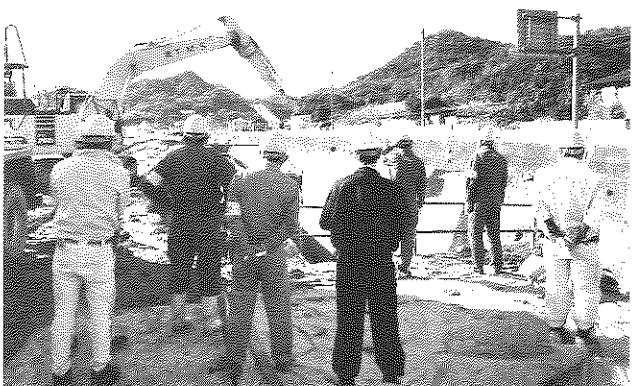
パトロールは2班に分かれて、3現場を対象に実施しました。

各現場では、現場担当者から、工事の進捗状況や現場
(次頁につづく)

(前頁のつづき)

で取り組まれている災害防止対策について説明を受けた後に、現場内の危険個所や現場の見える化などの状況を確認しました。

パトロール実施後は、米子食品会館にて、検討会を開催し、点検結果を発表するとともに、米子労働基準監督署からは、今後も現場管理を徹底され、無災害で工事を完了されるよう要望され、検討会を終了しました。



「リスクアセスメント教育」を開催します

日 時 令和5年1月26日(木) 9:00~16:00
場 所 米子食品会館
内 容 リスクアセスメントの実施と職場の改善

中部支部だより



新年のご挨拶

(一社)鳥取県労働基準協会中部支部
支部長 馬野慎一郎

謹んで新春のお慶びを申し上げます。会員の皆様におかれましては健やかに新たな年をお迎えのことと存じます。

昨年6月に長年お務めになられました井木久博氏に代わりまして中部支部長を拝命いたしました。新事務局長の深田一徳氏ともどもどうかよろしくお願ひ申し上げます。

昨年を振り返りますと海外での戦争やサプライチェーンの混乱、円安の進行、資材や物価の高騰など各事業所でも少なからず影響があったこととお察し申し上げます。また、ウィズコロナ3年目の中で労働災害の防止や働きやすい職場環境の推進等に会員の皆様が取り組まれた弛まぬ努力に敬意を表します。

本年4月1日より中小企業においても月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率が50%以上に引き上げられます。引き続き長時間労働による健康リスクを減らす働き方の見直しには経営トップよりメッセージを發信し、具体的な取り組みを実施していただくようお願いします。

毎年のように労使関係の社会的・法的要請が増え、負担を感じられる事業所も多いかもしれません、人手不足が深刻化する中で「働く」ということは何なのかを見つめなおす機会かもしれません。私の事業所でも数年前より時間外労働削減、年間休暇の増加に取り組み、また待遇の一部改善をしたところ、ほぼ仕事の出来高や質に影響することなく平均労働時間を削減できたことに驚きました。長年の業界の常識による固定観念のようなものがあつたとふり返ります。

ガラパゴス化する日本、という世界のトレンドから離れつつある立ち位置のところにウィズコロナ時代が来てしまいました。狭くなりがちな視野を広げて働き方や職場環境については引き続き新たな目で見直しを行い、若い世代にとって魅力的な職場づくりを推進していきましょう。世界中で取り組まれるSDGsの発想もその一助になるかもしれません。

本年、この鳥取県中部の産業界に良き風が吹きますよう、そして各会員の皆様のご健勝とご発展をお祈り申し上げ、年頭ご挨拶とさせていただきます。

謹んで新年のご挨拶を申し上げます

令和5年元旦

◆一般社団法人鳥取県労働基準協会中部支部
支 部 長 馬野 慎一郎
副支部長 上本 智宣 副支部長 行壽 啓之
事務局長 深田 一徳 主 事 谷川 妙香



新年のご挨拶

倉吉労働基準監督署

署長 清水 貴由

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、健やかに新年を迎えたこととお慶び申し上げます。

また、昨年中は労働基準行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当署管内の労働災害発生状況については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響もあり依然として増加傾向を示しています。

来年度を初年度とする第14次労働災害防止推進計画の策定に向けて、引き続き災害発生状況の分析をしっかりと行い、効果的な防止対策を講じていく所存です。

また昨年の労働相談の状況については、年次有給休暇に関する相談が突出して多く見られ、労使双方からの関心の高さが窺えました。

年次有給休暇の取得率について、令和3年の都道府県別の実績（令和4年就労条件総合調査結果を厚労省雇用環境・均等局が取りまとめたものによる）を見ると、鳥取県が71%で全国トップとなっています。

年次有給休暇の取りやすさは、企業にとって人材確保のための重要な要素にもなりますので、引き続き取得促進に努めていただきたいと思います。

また昨年秋以降は、時間外労働や賃金不払残業に関する労働相談が増加する傾向が顕著に見られます。

経済活動が回復の兆しを見せている中で、人手不足が解消できないことが背景にあるように相談内容から推測されます。

監督署では、寄せられる相談の傾向や社会情勢を今後もしっかりと把握したうえで、働く皆様の法定労働条件の確保と、それに取り組む事業主の皆様に対する支援を行ってまいります。

最後になりますが、会員の皆様の益々のご健勝とご発展を祈念しまして新年のご挨拶とさせていただきます。

本年もよろしくお願ひ申し上げます

令和5年元旦

◆倉吉労働基準監督署

署長 清水 貴由

監督・安衛課長 山田 恭大 労災課長 徳重 孝弘

ほか職員一同

中部支部では、令和5年4月に伯耆しあわせの郷において「雇い入れ時の安全衛生教育（ビジネスマナー教育含む）」を実施しますので、ご参加いただきますよう宜しくお願ひします。

降積雪期における 転倒災害を防止しましょう

休業4日以上の労働災害を事故の型別に分類すると、「転倒」災害が全災害の約四分の一を占めています。

その中で、12月から翌年の3月の間において、雪、凍結による転倒災害が多く発生おり、令和4年発生の災害は、ほとんどが午前中に発生（出勤時、出勤後作業）しています。

また、被災者年齢別に発生状況をみてみると、50歳台が最も多く41%を占め、60歳以上（37%）と50歳以上の被災者は78%になり、高齢者の被災者が多い状況にあります。そして、傷病名をみると、骨折が81%を占めており、被災後1月以上の休業が見込まれた災害は44%になるなど、「転倒」とはいっても、それによる症状は重篤であることが多くなっています。

つきましては、積雪・凍結に起因する転倒災害を防止するため、以下の事項に留意いただきますようお願いします。

- ① 作業通路・移動通路において、段差、側溝等が積雪により隠れ、つまずきの危険がある場合は、ポール等の標識の設置等により注意喚起を行うこと。また、除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保を行うこと。
- ② 滑りにくい靴を着用すること。また、靴底がすり減っていないか点検すること。
- ③ 「かかとから着地する歩き方をしない」「歩幅を狭くする」「あらかじめ少し膝を曲げた状態で歩く」等、路面に合った歩き方をすること。
- ④ 「余裕をもって」行動すること。急に走る、急に曲がるなどの動作は避けること。
- ⑤ 横断歩道の白線、マンホール等金属部分の上は滑りやすいので留意すること。また、建物内外の出入口付近は転倒多発地帯となるので留意すること。
- ⑥ 雪のある環境から屋内に入った場合、靴の裏に付いた雪や氷により滑りやすくなるので、十分に拭き取ること。
- ⑦ 転倒のおそれのある場所では、上着やズボンのポケットに手をいたまま歩行しないこと。歩行してのスマートフォン、携帯電話の使用は避けること。

以上の内容を参考にして、降積雪期の転倒災害の防止について、万全を期していただきますようお願いします。

労務管理研修を開催します

日 時	令和5年2月9日（木）13:30～17:00
場 所	倉吉体育文化会館
内 容	同一労働同一賃金のポイント及び兼業・副業制度等について